

平 30.10.10
総 17 - 4

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 30 年 10 月 10 日 (水)

財 務 省

目 次

税務手続の電子化に向けた具体的取組(国税)	1
・「スマホ申告」の実現.....	2
・e-Taxの認証手続の簡便化.....	3
・確定申告書等作成コーナーのマイナポータルとの連携イメージ(確定申告・年末調整手続の電子化①).....	4
・年末調整手続の電子化・簡便化(確定申告・年末調整手続の電子化②).....	5
・マイナポータル等を通じたカスタマイズ型の情報配信(確定申告・年末調整手続の電子化③).....	6
・手続のワンストップ化.....	7
・電子申告の普及促進.....	8
・行政機関間のデータ連携拡大.....	9
・電子帳簿等保存制度の利用促進.....	10
・納付のキャッシュレス化推進.....	11
その他の税務手続の電子化に向けた取組状況	12
・免税店における免税販売手続の電子化.....	13
・相続税申告書の電子化.....	14

税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

「スマホ申告」の実現

具体的取組①

利用者の多い、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方を対象に、確定申告書等作成コーナーにおいてスマホ専用画面を提供。【平成31年1月から実施】

現行の源泉徴収票入力画面



スマホ専用画面



国税庁
確定申告書作成コーナー

源泉徴収票の入力

勤務先から交付を受けた給与の源泉徴収票の内容を入力してください。

支払金額
例： 7,140,000

所得控除の額の合計額
例： 2,556,160

源泉徴収税額
例： 172,900

住宅借入金等特別控除の額
例： 200,000

住宅借入金等特別控除可能額
例： 200,000

居住開始年月日
平成29年 10月 13日

借入金等年末残高
例： 15,000,000

< 戻る > 入力終了 (次へ) >

(C) NATIONAL TAX AGENCY.

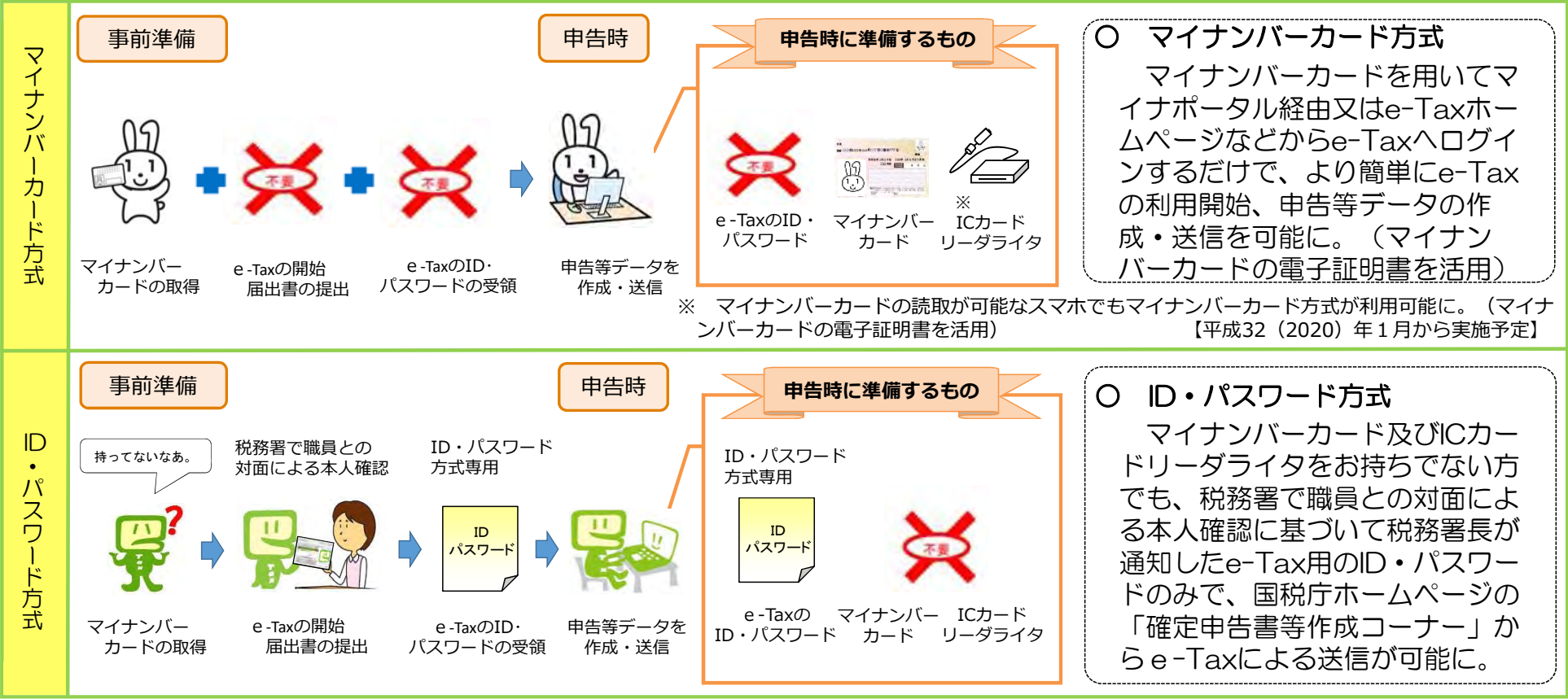
具体的取組②

- スマホ専用画面の利用可能対象を、全ての給与所得者や年金収入のある方にも拡大。【平成32（2020）年1月から実施予定】
- 更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討。【順次検討】

e-Taxの認証手続きの簡便化

現行方式ではID・パスワードに加え、マイナンバーカード・ICカードリーダーライターによる本人認証が必要。
 ⇒平成31年1月からは以下のような簡便な方式の利用も可能に。

～平成31年1月以降のe-Taxの利用のイメージ～



確定申告書等作成コーナーのマイナポータルとの連携イメージ

【平成33(2021)年1月～(予定)】(※)

納税者

①

マイナポータル
の開設



② 確定申告書等作成コーナーを利用



③

マイナンバー
カードで認証



④

証明書データを
自動で取得・自動転記



⑤

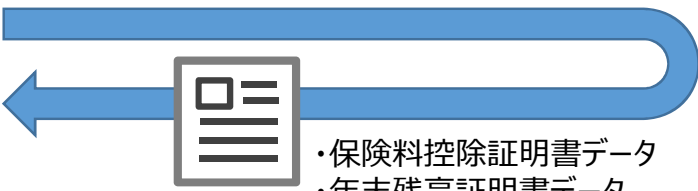
e-Tax送信



■ 年末調整控除申告書作成システムについても、確定申告書等作成コーナーと同様、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを活用して、控除申告書を作成・送信。
(平成32(2020)年10月～)(※)



・医療費データ等



・保険料控除証明書データ
・年末残高証明書データ

行政機関等



民間企業



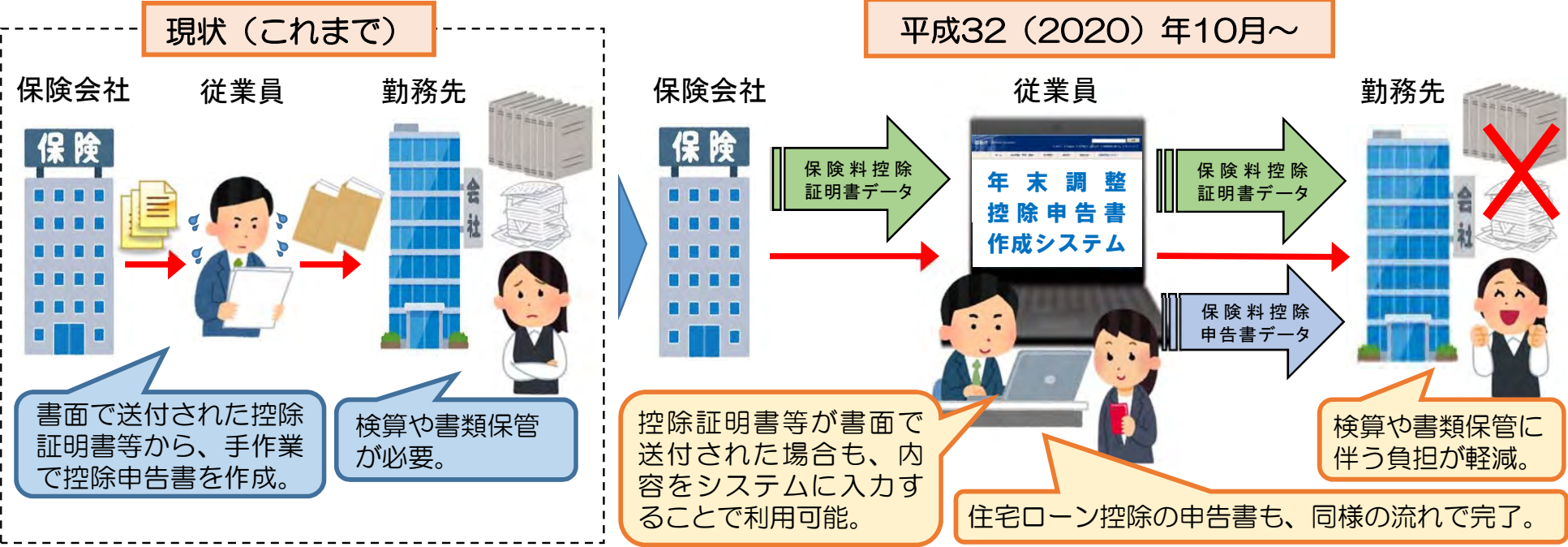
(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

年末調整手続の電子化・簡便化

ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、年末調整控除申告書作成システム（※）を提供。
【平成32（2020）年10月導入予定】

- ・国税庁ホームページからアプリケーションを無料ダウンロード。
 - 控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記（簡便・正確に申告書データを作成）。
 - 内容確認後、そのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ システムの仕様公開を通じ、民間ベンダー等によるシステム開発も促進。



マイナポータル等を通じたカスタマイズ型の情報配信

【具体例：各種説明会の案内】

- 各種説明会の案内を、マイナポータルの「お知らせ」機能に通知することにより、納税者は、他の行政機関等からの情報と併せて閲覧が可能となる。
⇒マイナポータルの利便性を享受。

【国税庁】

記帳・決算説明会を実施している旨等をマイナポータルへ通知する。



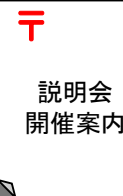
マイナポータルへ
情報を格納

【税務署】



案内状等を送付

現 状



【案内対象者】



説明会
の情報

- 将来的には、申告時期の案内等、納税者の個々のニーズに沿ったタイムリーな情報配信を実現。
【平成38(2026)年までに実施】